

泣き寝入り
解消のための

弁護士費用 調達の新しい 選択肢



個人向け



ご契約者様・ご契約を検討されている方はお気軽にお問い合わせください

アテラ専用
ダイヤル



0120-268-054

受付時間
平日10時から22時

アテラ サービスサイト

<https://legal-security.jp/>

LINE でのお問い合わせは24時間受付中!



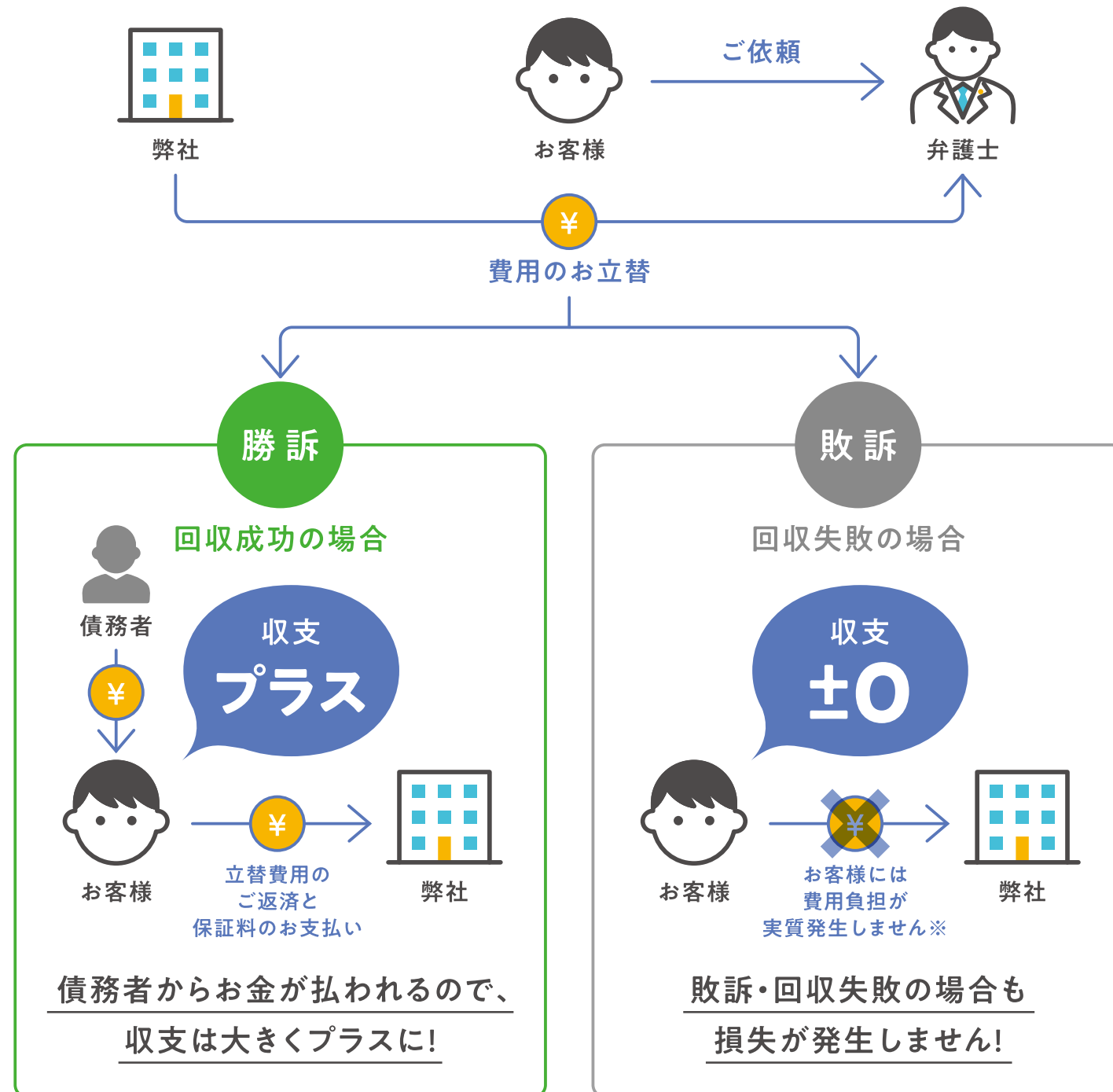
個人向け



法的紛争発生後契約型 弁護士費用保証・立替サービス
アテラのご案内

着手金等の法的請求に必要な費用の立替えと、
敗訴した場合や回収失敗の場合に
費用の保証を行うことで、
泣き寝入りを解消するサービスです。

アテラのサービス



※形式的には立替費用のご返済と保証料のお支払いが発生しますが、弊社からの保証金と相殺されるため、実質的なお支払いは発生しません。

保証・立替の対象となる費用

弁護士の着手金(税込)、切手代・印紙代等の実費、鑑定費用その他の法的請求に必要な費用

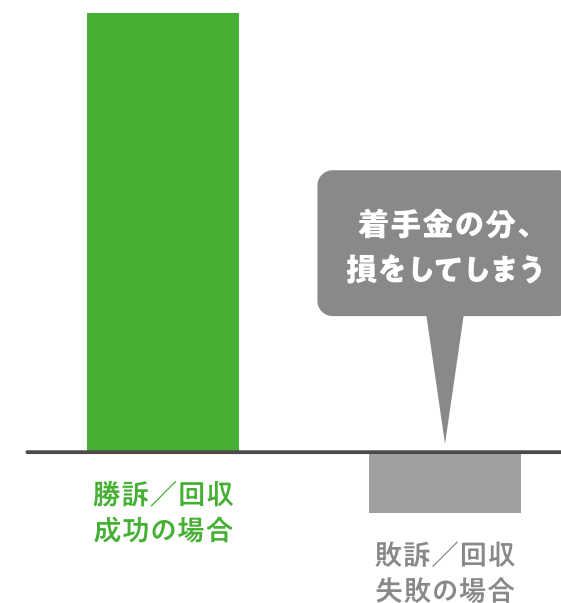
※タイムチャージ制の弁護士費用にもご利用頂けます。

※クイックマネーサポートをご利用いただく場合、ご契約時にお渡しする資金も保証の対象となります。

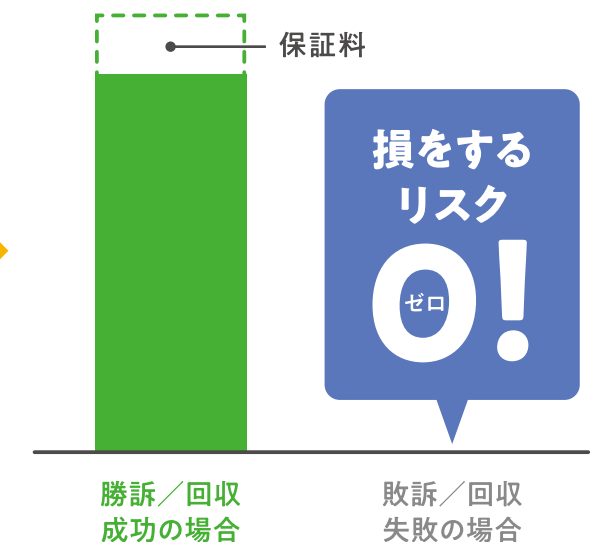
アテラのメリット

- 1 弁護士への依頼時に、お手元から着手金等の費用を支払う必要がありません。
- 2 敗訴した場合や現金の回収に失敗した場合でも、着手金等の費用を払ってしまった分の損をするリスクがありません。
必要費用の分の損をするリスクは弊社がお引き受けします。

本サービスを 利用しない 場合



本サービスを 利用する 場合



※一般的な弁護士の報酬基準に沿って、弁護士への依頼に着手金が発生する場合を想定しています。

各種のメディアでも
ご紹介頂きました!

朝日新聞

日本経済新聞

日刊工業新聞社

YAHOO! ニュース
JAPAN

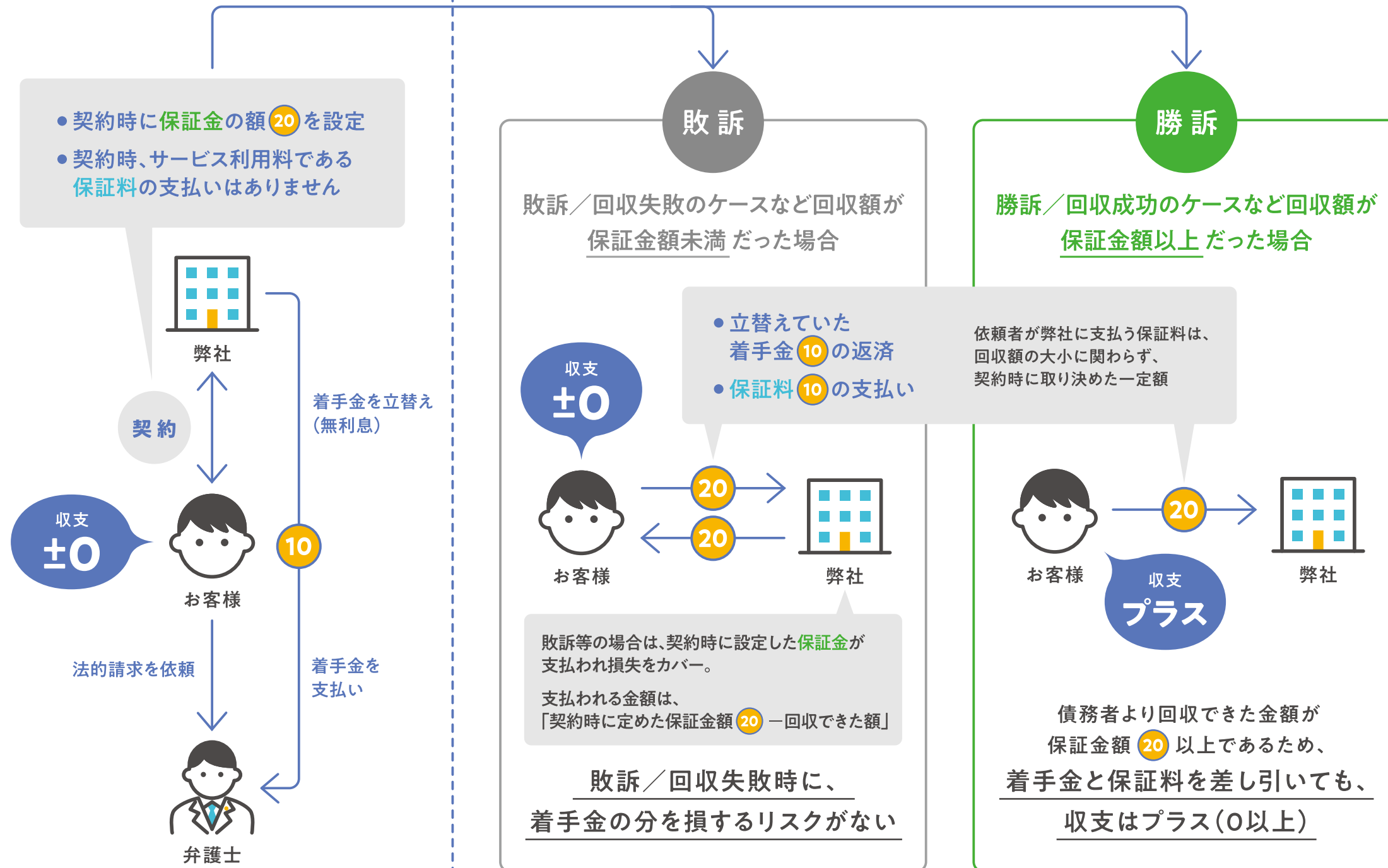
LINE NEWS

Gunosy

弊社・お客様によるお支払いの流れ

法的請求開始時

回収結果の確定時



1 本図はサービスの仕組みのイメージ図であり、保証金、保証料等の金額は個別の事案に応じて設定することとなります。

2 敗訴等した場合は債権者の債務者に対する債権が不存在となるため、弊社は債務者に対する求償権を取得しません。

対象となる法的請求



個人からの法人・個人に対する
金銭請求

1 交通事故についての損害賠償請求

5ページへ

2 残業代請求

7ページへ

3 その他の分野の金銭請求

11ページへ

例：離婚に伴う慰謝料請求、相続関連、
個人間の貸金請求、消費者被害 等

示談交渉、調停、労働審判、訴訟等、
法的手続の種類を問わず、お使い頂けます。

Option

¥ クイックマネーサポート
をご利用の場合

9ページへ

アテラ 交通事故

お手元からお金を出さずに、
着手金等の費用を払った分の損をするリスクもなく、
交通事故の損害賠償請求ができます。

保証・立替
限度額
最大
100万円

POINT!

過失相殺、既往症等の法的論点や損害額等の立証上のハードルあっても、
多くの場合でご利用が可能です。

ご状況に合わせた
複数のプランを
ご用意

通常プラン		事前提示額除外プラン	
回収額が、確定済みの自賠責保険の 保険金より高い場合のみ、 お客様のお支払いが発生するプラン		加害者側保険会社からの 提示がある場合のプラン 回収額が、加害者側の保険会社の 提示額を上回る場合のみ、 お客様のお支払いが発生するプラン	
保証料：保証・立替額の0.5～1倍		保証料：保証・立替額の0.7～1.5倍	
[回収例イメージ] 自賠責保険金とは別に、 700万円の損害賠償請求をするケース		[回収例イメージ] 保険会社の提示額が400万円で、 700万円の損害賠償請求をするケース	
アテラを 利用する場合	アテラを 利用しない場合	アテラを 利用する場合	アテラを 利用しない場合
請求時 ±0円	請求時 -48万円	請求時 ±0円	請求時 -26万円
結果確定時 ±0円	結果確定時 -48万円	結果確定時 400万円	結果確定時 374万円 (400万-26万円)
回収額が 0円の場合	回収額が 0円の場合	回収額が 400万円の場合	回収額が 400万円の場合
回収額が 700万円の場合	回収額が 700万円の場合	回収額が 700万円の場合	回収額が 700万円の場合
※保証料が保証・立替額の0.5倍の場合 ※一般的な弁護士報酬基準に沿って、着手金と報酬金は旧日弁連報酬基準で計算し、消費税10%を加算しています。(千円以下は四捨五入)		※保証料が保証・立替額の0.7倍の場合 ※一般的な弁護士報酬基準に沿って、着手金と報酬金は旧日弁連報酬基準で計算し、消費税10%を加算しています。(千円以下は四捨五入)	

※後遺障害等級認定前の場合や、加害者が自動車保険に加入していない場合には、別途専用のプランをご用意しております。

保証・立替の対象となる費用

弁護士の着手金、切手代・印紙代等の実費、医師の鑑定費用等

クイックマネーサポート Option

保険会社が治療費の支払いを停止している場合や、
症状固定後も通院が必要な場合などに、
着手金とは別に資金をご提供し、
お客様の治療や生活をサポートするオプションサービスです。

POINT!

加害者からの賠償金の支払いを待たずに、アテラのご契約後すぐに治療費等に
必要な資金をご提供します。クイックマネーサポートでお渡しする資金も保証の
対象となりますので、敗訴／回収失敗時には実質ご返済の必要がありません。
※保証料は保証額に比例するため、勝訴・回収成功時の保証料のご負担が増えることになります。

通常プラン		事前提示額除外プラン	
保証料：保証・立替額の0.5～1倍		保証料：保証・立替額の0.7～1.5倍	
[回収例イメージ] 自賠責保険金とは別に、 700万円の損害賠償請求をするケースで、 治療費50万円をお渡しする場合		[回収例イメージ] 保険会社の提示額が400万円、 700万円の損害賠償請求をするケースで、 治療費50万円をお渡しする場合	
本サービスを 利用する場合	本サービスを 利用しない場合	本サービスを 利用する場合	本サービスを 利用しない場合
請求時 +50万円	請求時 -48万円	請求時 +50万円	請求時 -26万円
結果確定時 +50万円	結果確定時 -48万円	結果確定時 +450万円	結果確定時 374万円 (400万-26万円)
回収額が 0円の場合	回収額が 0円の場合	回収額が 400万円の場合	回収額が 400万円の場合
回収額が 700万円の場合	回収額が 700万円の場合	回収額が 700万円の場合	回収額が 700万円の場合
※保証料が保証・立替額の0.5倍の場合 ※一般的な弁護士報酬基準に沿って、着手金と報酬金は旧日弁連報酬基準で計算し、消費税10%を加算しています。(千円以下は四捨五入)		※保証料が保証・立替額の0.7倍の場合 ※一般的な弁護士報酬基準に沿って、着手金と報酬金は旧日弁連報酬基準で計算し、消費税10%を加算しています。(千円以下は四捨五入)	

クイックマネーサポートの対象費用

治療費、生活資金等

※左ページの弁護士の着手金等と合わせて最大100万円 ※治療費以外の費用については最大10万円

依頼する弁護士が着手金無料の場合は、クイックマネーサポートのみご提供することも可能です。
(勝訴・回収成功時は保証料のご負担が発生します)